

## スマート議会の在り方検討プロジェクト会議での検討内容について

令和 3 年 5 月 1 8 日  
スマート議会の在り方  
検討プロジェクト会議

## 1. 一人一台タブレットの運用について

令和 3 年 3 月に各議員へ配付されたタブレットについて、議会改革推進会議に設置した「スマート議会の在り方検討プロジェクト会議」で運用方法について検討を行い、とりまとめましたので報告します。

① タブレットの使用方法等の基準となる「三重県議会貸与タブレット型端末機使用基準」を別紙のとおり定める

(主な内容)

- ・タブレットは議員活動（議会活動及び政務活動）において使用するものとする。
- ・使用する際は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。
- ・アプリケーションのダウンロードは議員活動に必要なものに限定するものとする。
- ・外部機器の使用については、タブレットの性能、機器等を変更しないものに限定するものとする。
- ・故意又は過失により損傷、紛失した場合は、当該議員がその修理等に係る経費を負担するものとする。

② その他の運用については下記のとおりとする

- ・各議員が既に所有している Apple ID を利用することを可とする。ただし、利用する Apple ID を議会事務局へ報告するものとする
- ・個人の責任において指紋認証を利用することを可とする

③ 議員へのサポートについて

全ての議員がタブレットを活用できるようにするため、タブレットの基本的な操作や純正アプリの使用方法等について勉強会を実施する

これらについて試行的に取り組み、今後、タブレットの使用等に諸問題が生じた場合は、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議で協議していきます。

## 2. 今後のプロジェクト会議の検討課題について

次回以降の会議では下記項目について協議します。

- ・ 議事におけるスマート化
- ・ 議員活動におけるスマート化
- ・ 議会内におけるスマート化
- ・ スマート化に対応した議員サポート

今後、会議でまとめられた取組方向等については、プロジェクト会議の委員が試行的に取り組み、その課題等について検証を行いたいと考えています。

## 3. 議会改革推進会議役員会への報告方法について